無線電力伝送研究専門委員会

各種委員会，執行委員会 規程

2016 年 7 月 1 日 策定
2017 年 9 月 13 日 改定
2019 年 6 月 17 日 改定

第 1 条　(委員会の目的)

無線電力伝送研究専門委員会(以下, WPT 研専)の活動および運営を円滑でかつ効率よく進めるために, WPT 研専のもとに，必要に応じて各種委員会(以下，委員会とする場合がある)を設置する.

第 2 条　(委員会の設置および廃止)

1. 委員会の設置および廃止は, WPT 研専委員長が提案し, WPT 研専の承認によって決定される.
2. 本規程に基づき以下の各種委員会を設置する.
   - ・ワークショップ委員会
   - ・国際委員会
   - ・コンテスト委員会

第 3 条　(各種委員会委員長・副委員長)

1. 各種委員会には委員長を置く.
2. 委員長は, WPT 研専委員長が提案し, WPT 研専の承認を得ることによって決定される.
3. 委員長は,1 名とする.
4. 各種委員会には必要に応じて副委員長を置くことができる.
5. 副委員長は，その委員会委員長が提案し, WPT 研専の承認を得ることによって決定される.
6. 副委員長は，原則として 1 名とする.

第 4 条　(各種委員会幹事)

1. 各種委員会には幹事を置く.
2. 幹事は，その委員会委員長の指名によって決定される.
3. 幹事は，原則として 1 名とする.

第 5 条　(各種委員会委員)

各種委員会委員は，その委員会委員長の指名によって決定される.

第 6 条　(各種委員会委員長，副委員長，幹事および委員の任期)

1. 各種委員会委員長，同副委員長および同幹事の任期は, 2 年を基本とする．また，重任の期間は 2 期までとする.
2. 各種委員会委員の任期は, 2 年を基本とする．また，重任の期間は 3 期までとする.
3. 前 2 号の任期は，電子情報通信学会(以下，当学会)の通常総会の翌日から翌々年の通常総会の日までとする.

4. 任期中の退任に伴う新任者の任期は前任者の残任期間とする.

第 7 条 (各種委員会会議の開催)

各種委員会委員長は，各種委員会を招集する.

第 8 条 (WPT 執行委員会の構成および目的)

1. WPT 執行委員会は,WPT 研専委員長，同幹事および同幹事補佐から構成される WPT 研専執行部並びに各種委員会委員長，同副委員長，同幹事および WPT 研専委員長に指名された者によって構成される.
2. WPT 執行委員会は，研究会の運営を円滑に進めるため, WPT 研専執行部と各種委員会間との連絡と意見交換を行う．また, WPT 研専の将来に向けた中長期的計画と将来ビジョンを検討し, WPT 研専に提案する.

第 9 条 (WPT 執行委員会の委員長，幹事)

1. WPT 執行委員会委員長は, WPT 研専委員長とする.
2. WPT 執行委員会幹事は, WPT 研専幹事とする.

第 10 条 (WPT 研専執行部，各種委員会，執行委員会の関係)

1. WPT 研専執行部は, WPT 研専の日常的な運営と実務を担務し，各種委員会における委員会活動の連携と調整を行う.

   各種委員会は，本規程に定める各種委員会の担務について検討を行い，関係する各種委員会の運営方針を WPT 研専に提案し, WPT 研専に承認された運営方針に基づく活動計画を実施する.

   WPT 執行委員会は, WPT 研専執行部と各種委員会間の連絡と意見交換の場として，本規定第 8 条第 2 号に定める目的を達成するために活動を行う.
2. 前号の関係を付図 1 に示す.

【各種委員会の担務】

第 11 条 (ワークショップ委員会の担務)

ワークショップ委員会は，以下に示すワークショップ開催に関する企画，運営，調整等に関する検討と実施を行う.

- WPT 研専が主催するワークショップの企画・運営.
- 他学会が開催するワークショップとの共催の調整.
- その他，ワークショップ開催に関する事項全般.

第 12 条 (国際委員会の担務)

国際委員会は，以下に示す WPT 研専の国際活動の企画，実施および海外学会との渉外活動に関する検討と実施を行う.

- 研究会の海外開催計画と運営.
- 当学会または WPT 研専が主催・共催する国際会議および国際集会に関する企画・運営・調整.
- 海外関連学会との協調.
- その他, WPT 研の国際活動に関する事項全般.

第 13 条 (コンテスト委員会の担務)

コンテスト委員会は，以下に示す WPT 研専が主催するコンテストに関する検討と実施を行う．

- コンテストの企画・運営．
- コンテスト賞の選定と表彰式．
- その他, WPT 研コンテストに関する事項全般．

【その他】

第 14 条　(本規程の改定)

本規程は, WPT 研専委員長が改定案を作成し, WPT 研専が改定案を承認することによって改定される．

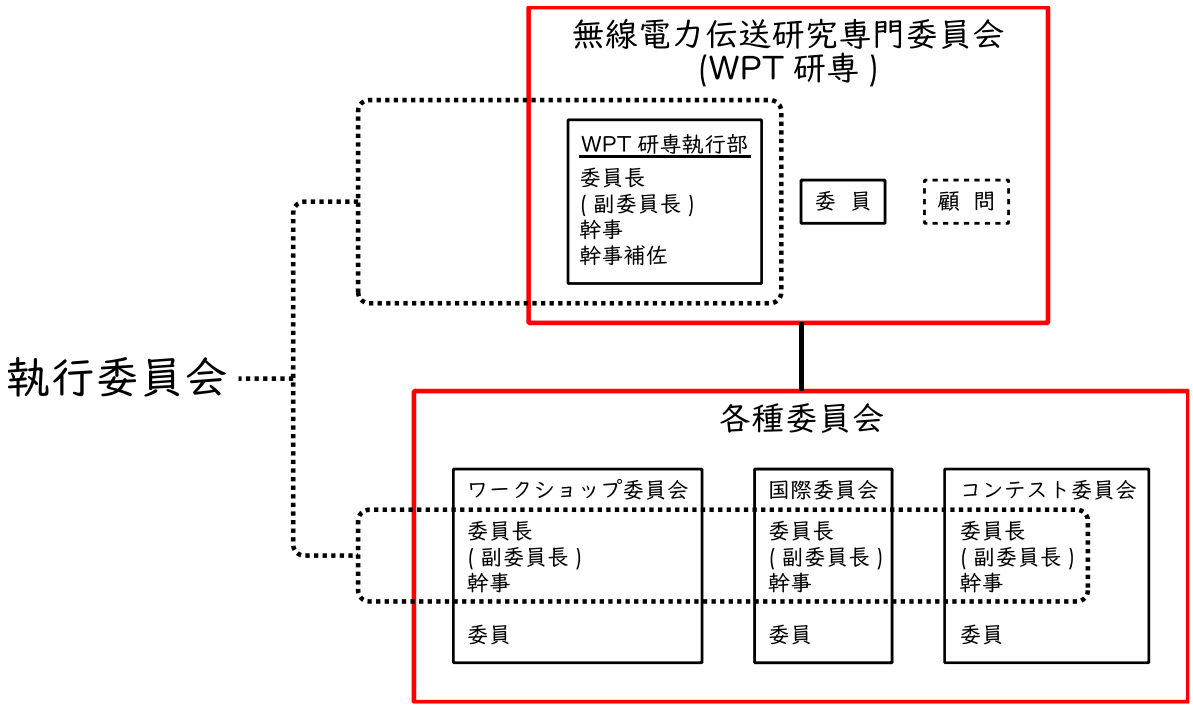

付図 1　無線電力伝送研究専門委員会，各種委員会，執行委員会の関係